

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行にともなう
 健康福祉部関係条例要綱案に対する意見・情報の募集結果について

1. 募集結果

11件 (3名)

2. 条例一覧

※については、現行基準で既に規定

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して 定める 独自基準			所管所属	意見・ 情報の 件数	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権 への 配慮	⑨ 非常 災害 対策	⑩ 秘密 保持			
1	(仮称)滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	—	○	○	○	健康福祉政策課	0件	5
2	(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	0件	6
3	(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	2件	7
4	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	0件	9

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して 定める 独自基準			所管所属	意見・ 情報の 件数	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権 への 配慮	⑨ 非常 災害 対策	⑩ 秘密 保持			
5	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	—	○	○	※	医療福祉推進課	0件	10
6	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	2件	11
7	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	3件	13
8	(仮称)滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	0件	15
9	(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	0件	16
10	(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	2件	17

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して 定める 独自基準			所管所属	意見・ 情報の 件数	頁 数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権 への 配慮	⑨ 非常 災害 対策	⑩ 秘密 保持			
11	(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	施設の 規模は ⑥を 参照 その他は 現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	■施設の規模 次の各サービスについては、施設の規模は原則として、省令の基準(標準)どおり20人以上とするが、一定の要件のもとで10人以上とすることができますことを定める。 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B)	※	○	※	障害福祉課	2件	19
12	(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の従業者、設備および運営に関する基準を定める条例	〃	現行基準 に同じ	〃	—	※	○	※	障害福祉課	0件	21
13	(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	0件	22
14	(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	0件	23
15	(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	0件	24

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して 定める 独自基準			所管所属	意見・ 情報の 件数	頁 数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権 への 配慮	⑨ 非常 災害 対策	⑩ 秘密 保持			
16	(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	—	※	○	※	障害福祉課	0件	25
17	(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	—	〃	—	※	○	※	障害福祉課	0件	26
18	(仮称)滋賀県医療法施行条例	〃	—	〃	—	—	—	—	医務薬務課	0件	27
19	(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	職員 配置の 向上を 明記 ⑥を 参照 その他は 現行基準 に同じ	■乳児院、保育所および児童養護施設の職員配置の向上。 施設の職員配置について、設置者が、乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保護に直接従事する職員を配置するよう努めることを定める。 <参考：現行の保育所の保育士配置基準[従うべき基準]> 0歳児 乳児3人につき1人 1・2歳児 幼児6人につき1人 (県単独補助で5人につき1人) 3歳児 幼児20人につき1人 4・5歳児 幼児30人につき1人	○	○	※	子ども・青少年局 障害福祉課	0件	28
20	(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例	〃	〃	現行基準 に同じ	—	○	○	※	子ども・青少年局	0件	29

「(仮称) 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部健康福祉政策課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき、(仮称)滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方から2件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

- 既存施設の居室定員に係る経過措置について

2件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	特別養護老人ホームの居室の定員に係る基準について、既存の特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所の居室を特別養護老人ホームの居室に転用する場合については、「4人以下」としてほしい。	特別養護老人ホームとこれに併設する短期入所生活介護事業所については、当該地域で短期入所生活介護事業所が充足されていることや介護保険事業計画の特別養護老人ホームの整備目標の範囲内であることを条件として、これまでより併設短期入所生活介護事業所の居室を特別養護老人ホームの居室へ転用することを承認しています。 条例施行時に現に存する特別養護老人ホームと併設短期入所生活介護事業所の居室の総数に変更がない場合の居室の定員は、従来どおり、「4人以下」として取り扱います。

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
2	<p>特別養護老人ホームの居室の定員に係る経過措置について、既存の特別養護老人ホームを全面的に改築する場合には、居室の定員は、「1人」とされているが、全面的な改築を行う場合には、従前より従来型多床室に入所している方が個室に移ることになることに伴い、利用者の費用負担が増えることになる。多くの入所者が負担限度額の認定を受けている現状があることから、全面的な改築の場合であっても、居室の定員を「原則として4人以下」とする経過措置を適用してほしい。</p>	<p>本県では、入居者の尊厳の保持やプライバシーを確保するため、特別養護老人ホームの新設、増築にあたっては施設の個室ユニット化を図るとともに、既存施設の個室ユニットへの転換を促進しています。</p> <p>社会福祉法人利用者負担軽減制度の活用など低所得の方も施設を利用しやすい条件も整ったことから、既存施設の多床室の個室への転換を図っていくため、全面的に改築を行う場合には、新設施設や増築の場合と同様、居室の定員は、「1人」とすることとします。</p>

「(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、1 名の方から 2 件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

- 既存施設の居室定員に係る経過措置について

2 件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	指定介護老人福祉施設の居室の定員に係る基準について、既存の指定介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護事業所の居室を指定介護老人福祉施設の居室に転用する場合については、「4人以下」としてほしい。	指定介護老人福祉施設とこれに併設する短期入所生活介護事業所については、当該地域で短期入所生活介護事業所が充足されていることや介護保険事業計画の指定介護老人福祉施設の整備目標の範囲内であることを条件として、これまでより併設短期入所生活介護事業所の居室を指定介護老人福祉施設の居室へ転用することを承認しています。 条例施行時に現に存する指定介護老人福祉施設と併設短期入所生活介護事業所の居室の総数に変更がない場合の居室の定員は、従来どおり、「4人以下」として取り扱います。

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
2	<p>指定介護老人福祉施設の居室の定員に係る経過措置について、既存の指定介護老人福祉施設を全面的に改築する場合には、居室の定員は、「1人」とされているが、全面的な改築を行う場合には、従前より従来型多床室に入所している方が個室に移ることになることに伴い、利用者の費用負担が増えることになる。多くの入所者が負担限度額の認定を受けている現状があることから、全面的な改築の場合であっても、居室の定員を「原則として4人以下」とする経過措置を適用してほしい。</p>	<p>本県では、入居者の尊厳の保持やプライバシーを確保するため、指定介護老人福祉施設の新設、増築にあたっては施設の個室ユニット化を図るとともに、既存施設の個室ユニットへの転換を促進しています。</p> <p>社会福祉法人利用者負担軽減制度の活用など低所得の方も施設を利用しやすい条件も整ったことから、既存施設の多床室の個室への転換を図っていくため、全面的に改築を行う場合には、新設施設や増築の場合と同様、居室の定員は、「1人」とすることとします。</p>

「(仮称)滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき(仮称)滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方から3件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

- | | |
|----------------------|----|
| ・入所定員に係る基準 | 1件 |
| ・条例で定める基準以外の内容に関する意見 | 2件 |

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	施設の入所定員について、保険者からの緊急短期入所の要望があった場合には、月内の短期間に限り定員超過を認めてほしい。	施設の入所定員について、条例案では、定員を超えて入所させてはならないものとし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には入所定員を超える特例入所を認めることとしており、その内容に応じて個別に対応することとします。
2	施設入所者の病院外来受診にかかる費用は施設が負担することになっているが、施設の負担が大きいので軽減できるようにしてほしい。	入所者の病院受診にかかる施設の費用負担については、国が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」で規定されていることから、この条例で規定する基準の対象外となります。

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
3	職員の人員配置を、手厚く行った場合には、介護報酬上の加算が付くようにしてほしい。	施設サービスに係る介護報酬については、国が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」で規定されてことから、この条例で規定する基準の対象外となります。

「(仮称)滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき(仮称) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれに対する滋賀県の考え方について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき(仮称) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、1 名の方々から 2 件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

- ① 非常災害対策 1 件
- ② 人権擁護、虐待防止 1 件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれに対する考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	以下規定の追加。 「防災対策を推進するために、施設の実情に応じた災害の防止に関する計画等を策定するとともに、防災対策責任者を配置すること。(努力義務規定) 県(市町)は非常災害等にかかる対策に努めることとする。」	条例案においては、現行基準と同様に、非常災害に関する具体的計画の策定や、通報・連絡体制の整備、従業者への周知、訓練の実施について定めることとしています。 また、防災対策責任者の配置は現行基準に明示されていませんが、上記の「具体的計画」や「通報・連絡体制」の内容に含まれているものと考えております。 さらに、県等の非常災害対策を盛り込むことについては、本条例案の趣旨がサービスの基準を定めるものであることから、難しいと考えますが、引き続き県や市町が事業所と連携して、防災対策の一層の推進を図るよう努めて参ります。

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
2	<p>以下規定の追加。</p> <p>「利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に努めること。</p> <p>全ての従業者(管理者含む)に研修等の機会を確保すること。」</p>	<p>条例案においては、現行基準と同様に、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めることを定めることとしています。</p>

「(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方々から2件の意見・情報が寄せられました。これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

- ① 非常災害対策 1件
- ② 人権擁護、虐待防止 1件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	以下規定の追加。 「防災対策を推進するために、施設の実情に応じた災害の防止に関する計画等を策定するとともに、防災対策責任者を配置すること。(努力義務規定) 県(市町)は非常災害等にかかる対策に努めることとする。」	条例案においては、現行基準と同様に、非常災害に関する具体的計画の策定や、通報・連絡体制の整備、従業者への周知、訓練の実施について定めることとしています。 また、防災対策責任者の配置は現行基準に明示されていませんが、上記の「具体的計画」や「通報・連絡体制」の内容に含まれているものと考えております。今後とも責任者を明確にしながら防災対策を進めよう、各事業所に対し指導して参ります。 さらに、県等の非常災害対策を盛り込むことについては、本条例案の趣旨がサービスの基準を定めるものであることから、難しいと考えますが、引き続き県や市町が事業所と連携して、防災対策の一層の推進を図るよう努めて参ります。

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
2	<p>以下規定の追加。</p> <p>「利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に努めること。</p> <p>全ての従業者(管理者含む)に研修等の機会を確保すること。」</p>	<p>条例案においては、現行基準と同様に、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めることを定めることとしています。</p>

「(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の従業者、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の従業者、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき、(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成 24 年(2012 年) 9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき、(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき、(仮称)滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき、(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部障害福祉課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき、(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称) 滋賀県医療法施行条例案要綱」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部医務薬務課

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成 24 年(2012 年) 9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき(仮称)滋賀県医療法施行条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

「(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対する意見・情報の募集結果について

健康福祉部子ども・青少年局

1. 県民政策コメントの実施結果

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。

（仮称）滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

健康福祉部子ども・青少年局

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき（仮称）滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行いましたが、提出された意見・情報はありませんでした。